

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月6日
【会社名】	株式会社オープンハウス
【英訳名】	Open House Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒井 正昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【電話番号】	03-6213-0776
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 今村 仁司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【電話番号】	03-6213-0776
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 今村 仁司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年10月3日付で、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出いたしましたストックオプションとしての新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項において、訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条1項に基づき本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- (3) 発行価格
- (7) 新株予約権の権利行使期間
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
- (11) 新株予約権の割当日
- (13) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

3【訂正内容】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

- (3) 発行価格
次式のブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)とする。

(訂正後)

- (3) 発行価格
次式のブラック・ショールズ・モデルにより、以下の から の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S) : 平成26年10月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X) : 新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

予想残存期間(T) : 6年

株価変動性() : 当社は、株式上場後の日が浅いため、上場日からオプション価格算定の基準日までの株価情報を基礎としつつ、不足する情報を類似企業の情報で補い、予想残存期間に対応する期間の株価変動性に基づいて見積りを行う。

無リスクの利率(r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

配当利回り(q) : 1株当たりの配当金(平成25年9月期の配当金) ÷ 前記 に定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N)

(訂正前)

- (7) 新株予約権の権利行使期間
平成28年10月3日から平成36年10月2日までとする。

(訂正後)

- (7) 新株予約権の権利行使期間
平成28年10月4日から平成36年10月3日までとする。

(訂正前)

- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権は譲渡できないものとする。

(訂正後)

- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(訂正前)

- (11) 新株予約権の割当日
平成26年10月20日

(訂正後)

- (11) 新株予約権の割当日
平成26年10月21日

(訂正前)

- (13) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
株式会社オープンハウスディベロップメント

(訂正後)

- (13) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
株式会社オープンハウス・ディベロップメント

以 上